

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日には、
日は休きがと日)

公布された条例のあらまし

◇鳥取県条例の形式を左横書きに改正する条例

一 この条例の施行の際現に公布されている条例の形式を左横書きに改正することとした。(第一条関係)

二 この条例の施行の際現に公布されている条例の用字及び用語の整理を行うこととした。(第二条関係)

三 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第三条関係)

四 この条例は、平成十二年一月一日から施行することとした。

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

一 この条例は、知事の権限に属する事務の一部を市町村又は広域連合が処理することに關し必要な事項を定めるものとするとした。(第一条関係)

二 次の表の上欄に掲げる事務(その事務が同表の下欄に掲げる市町村又は広域連合の区域のみに係るものに限る。)は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとした。(第二条、別表関係)

事務	市町村等
一 同和関係者の子等に対する資金の貸与のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	各市町村
二 鳥取県統計調査条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	各市町村
三 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付の請求の受理等の事務	ア 市及び米子

ア 建築基準法第六条第一項第四号に掲げる建築物及び路
外駐車場に係るもの

アは、各市
イは、鳥取
市及び米子

四 ウ	建築基準法第六条第一項第四号に掲げる建築物以外の 建築物に係るもの 道路及び公園に係るもの							
五 等	鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の施行のた めの規則に基づく事務のうち 別に規則で定めるもの 戦傷病者特別援護法に基づく更生医療給付請求書の受理							
六 等	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定等							
七 等	水道法に基づく專用管道の工事の設計の確認等							
八 等	鳥取県公害防止条例に基づく騒音関係特定施設の設置の 届出の受理等							
九 等	鳥取県自然環境保全条例に基づく意見書の受理及び知事 への送付等							
十 等	鳥取県景観形成条例に基づく特例行為の届出の受理及び 知事への送付等							
十一 等	墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂及び 火葬場の経営の許可等							
十二 等	化製場等に関する法律に基づく死亡獣畜の解体、埋却 及び焼却の許可							
十三 等	火薬類取締法に基づく火薬類の譲渡又は譲受けの許可							
十四 等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理							
十五 等	商工会法に基づく事務のうち商工会に係るもの							
十六 等	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく 事務のうち小売業に係るもの							
十七 等	鳥獣保護及狩猟ニ関する法律に基づく鳥獣の捕獲及び ア クマ以外の有害鳥獣の駆除を目的とするもの イ クマの駆除を目的とするもの							
各市町村	南部箕面屋 広域連合	各市町村	各市町村	各市町村	各市町村	各市町村	各市町村	町村 ウは、各市
郡の町村	阿波、各市 イは、八頭	町村	米子市及び 各町村	鳥取中部ふ るさと広域 連合				

及び各町村

三一 この条例は、平成十二年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を講ずることとした。

三 関係条例の整備を行うこととした。

◇鳥取県産業技術センター条例

一 設置（第一条関係）

県内産業の振興を図るため、鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）を鳥取市、米子市及び境港市に設置することとした。

二 業務（第二条関係）

センターは、次に掲げる業務を行うこととした。

- (一) 産業技術に関する研究開発及び指導に関すること。
- (二) 産業技術に関する試験、分析等に関すること。

三 産業技術の研修に関すること。

四 産業技術に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。

五 開放施設等の提供に関すること。

(一) から(五)までに掲げるもののほか、産業技術の向上を図るために必要な

六 使用料及び手数料の徴収（第五条関係）

- 1 開放施設等の利用については、所定の使用料を徴収することとした。
- 2 センターにおいて行う業務については、所定の手数料を徴収することとした。

七 規則への委任（第七条関係）

知事は、特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができることとした。

八 施行期日等

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行することとした。
- 2 鳥取県産業技術センター手数料徴収条例を廃止することとした。

◇鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

- 一 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、鳥取県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し必要

(三) 利用許可の条件に違反したとき。

(四) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(五) その他センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

な事項を定めるものとすることとした。(第一条関係)

二 次に掲げる事務は、市町村が処理することとした。(第二条関係)

1 市町村立学校職員給与負担法に規定する県費負担教職員の給与に係る事務のうち別に教育委員会規則で定めるもの

2 教育職員免許法の施行のための教育委員会規則に基づく事務のうち別に教育委員会規則で定めるもの

3 同和関係者の子等に対する資金の貸与のための教育委員会規則に基づく事務のうち別に教育委員会規則で定めるもの

三 この条例は、平成十二年四月一日から施行することとした。

◇地方分権に伴う関係条例の整備に関する条例

一 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正(第十五条関係)

- 1 市場において仲卸業務を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。
- 2 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、知事の登録を受けなければならないこととした。
- 3 市場において附属営業を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。
- 4 卸売業者は原則としてせり売又は入札の方法により卸売を行わなければならぬなど、卸売業者、仲卸業者等市場利用者の遵守事項を定めることとした。
- 5 知事は、卸売業者、仲卸業者等に対し、報告を求め、職員に検査させ、必要な改善措置を命じ、又は業務の停止を命ずることができるとともに、仲卸業務の許可等を取り消すことができることとした。

二 鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部改正(第六条関係)

市町村の選舉管理委員会がポスター掲示場の総数を減じる場合の鳥取県選舉管理委員会の承認を、鳥取県選舉管理委員会との協議とすることとした。

三 鳥取県医療扶助審議会条例の廃止（第九条関係）
鳥取県医療扶助審議会は、廃止することとした。

四 その他

次の条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

- 1 鳥取県行政手続条例
- 2 鳥取県職員の共済制度に関する条例
- 3 総合保養地域の重点整備地区における県税の不均一課税に関する条例
- 4 地方拠点都市地域の拠点地区における県税の不均一課税に関する条例
- 5 輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税に関する条例
- 6 鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例
- 7 鳥取県国土利用計画地方審議会条例
- 8 公害に係る紛争の処理の手続に要する費用等に関する条例
- 9 鳥取県職業能力開発審議会条例
- 10 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例
- 11 鳥取県改良普及員資格試験条例
- 12 鳥取県林業改良指導員資格試験条例
- 13 鳥取県都市計画地方審議会条例
- 14 鳥取県開発審査会条例
- 15 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例
- 16 鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例
- 17 鳥取県監査委員条例
- 五 施行期日等
 - 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行することとした。ただし、二二は公布の日から、四の6は平成十五年一月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を定めることとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

一 職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

給料月額を引き上げることとした。(別表第一～別表第五関係)

2 諸手当の改正

(一) 宿日直手当(第十六条の二関係)

勤務一回当たりの支給限度額を次のように引き上げることとした。

区 分	現 行	改 正 後
通 常 の 宿 日 直	四千円	四千二百円
医師又は歯科医師の宿日直	一万九千円	二万円
特殊な業務を主とする宿日直	七千円	七千二百円

(午前中の勤務から引き続いて行われる宿直勤務については、これらの額に百分の百五十を乗じた額)

(二) 期末手当(第十六条の四関係)

六月期の支給割合を百分の百四十五(現行 百分の百六十)(特定幹部職員)については、百分の百二十五(現行 百分の百四十)に、十二月期の支給割合を百分の百七十五(現行 百分の百九十)(特定幹部職員)については、百分の百五十五(現行 百分の百七十一)に引き下げるのこととした。

二 職員の育児休業等に関する条例、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

期末・勤勉手当の基準日に育児休業をしている職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの間に勤務した期間がある職員には、期末・勤勉手当を勤務実績に応じて支給することとした。

三 施行期日等

1 この条例は、平成十二年一月一日から施行することとした。ただし、一の1及び2の(二)は、同年四月一日から施行することとした。

2 平成十二年三月に支給する期末手当の額について特例を設けることとした。

3 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 自動車税に関する事項(第百十条関係)

キャンピング車の税率を次のように改めることとした。

区 分(税率設定基準:総排気量)	税 率 (年 額)
一リットル以下	二万三千六百円
一リットルを超える一・五リットル以下	二万七千六百円
一・五リットルを超える二リットル以下	三万五千六百円
二リットルを超える一・五リットル以下	三万六千円
二・五リットルを超える三リットル以下	四万八百円
三リットルを超える三・五リットル以下	四万六千四百円
三・五リットルを超える四リットル以下	五万三千三百円
四リットルを超える四・五リットル以下	六万三千二百円
四・五リットルを超える六リットル以下	七万四百円
六リットルを超えるもの	八万八千八百円

二 その他

所要の規定の整備を行ふこととした。

三 施行期日等

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行することとした。

2 税率の激変を緩和するための経過措置を一年間講ずることとした。

◇鳥取県地方卸売市場条例の一部を改正する条例

一 売買取引の方法（第十一条関係）

開設者は、地方卸売市場においては、卸売業者がせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法により卸売を行わなければならないことを、業務規程に定めなければならないこととした。

二 受託契約約款（第十一条の二関係）

卸売業者は、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めなければならないこととした。

三 業務規程の変更の承認（第十四条第二項関係）

開設の期日及び時間等に係る業務規程の変更に係る承認を受けようとする者は、あらかじめ卸売業者その他の利害関係者の意見を聴かなければならぬこととした。

四 事業報告書の写しの備付け及び閲覧（新第十七条関係）

1 卸売業者は、事業報告書の提出を行ったときは、速やかに、当該事業報告書の写しを作成し、規則で定める期間、主たる事務所に備えて置かなければならぬこととした。

2 卸売業者は、当該卸売業者に対する地方卸売市場における卸売のための販

売の委託をした者から、事業報告書の写しを閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないこととした。

五 帳簿の区分経理（新第十八条関係）

卸売業者は、地方卸売市場における取引について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理しなければならないこととした。

六 改善措置の勧告又は命令（第十九条関係）

1 知事は、地方卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開設者に対し、地方卸売市場の施設の改善、業務規程の変更その他の必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができるることとした。

した。

2 知事は、卸売業者の財産の状況が規則で定める場合に該当するときその他

地方卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ぜることとした。

七 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

八 施行期日等

この条例は、平成十二年四月一日から施行することとし、帳簿の区分経理については、平成十三年一月一日以後に開始する事業年度に係る経理について適用することとした。

◇鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 県営社会体育施設として新たに米子屋内プールを設置することとした。（第二条関係）

二 米子屋内プールの利用については所定の使用料を徴収することとした。（第四条、別表第二関係）

三 米子屋内プールの管理を財団法人鳥取県体育協会へ委託することとした。（第五条関係）

四 この条例は、平成十二年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県延滞金徴収条例の一部を改正する条例

一 延滞金（年七・二五パーセントの割合の部分に限る。）の割合について、当分の間、各年の前年の十一月三十日を経過する時ににおける公定歩合に年四パーセントを加算した割合が年七・二五パーセントに満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年四パーセントを加算した割合とすることとした。

（附則第二項関係）

二 この条例は、平成十二年一月一日から施行し、同日以後の延滞金について適用することとした。

◇鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

- 一 委員会が出席を求めるものができる者について、所要の規定の整備を行うこととした。(第十六条関係)
- 二 この条例は、平成十二年四月一日から施行することとした。

条 例

鳥取県条例の形式を左横書きに改正する条例をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第三十四号

鳥取県条例の形式を左横書きに改正する条例

(形式の変更)

第一条 この条例の施行の際現に公布されている条例(以下「既存条例」という。)の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存条例における右方はこの条例による改正後の既存条例(以下「改正後条例」という。)における上方とし、既存条例における上方は改正後条例における左方とする。

- 二 改正後条例における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存条例における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存条例において既に左横書きの形式をとっている別表及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第一条 既存条例の一部を次に定めるところにより改正する。

- 一 章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。
- 二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。
- 三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。
- 四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの(十、百及び千を除く。)

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文上の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、

「左の」、「左三」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、「次の」、「次ニ」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「つ」は、それぞれ「や」、「ゅ」若しくは「よ」又は「つ」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、知事が定めるところによる。

(委任)

第三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十二年一月一日から施行する。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第三十五号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十二条の十

七の二第一項及び第二百九十二条の二第二項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村又は広域連合が処理することに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村等が処理する事務の範囲)

第二条 別表の上欄に掲げる事務（その事務が同表の下欄に掲げる市町村又は広域連合の区域のみに係るものに限る。）は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

(鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の施行に関する条例の廃止)

2 鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第九号）は、廃止する。

(处分等に関する経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する許可等の処分その他の行為については、第一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日前に知事又はその委任を受けた者がした許可等の処分その他の行為は、第一条の規定により事務を処理する市町村又は広域連合のした許可等の処分その他の行為とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする許可等の処分その他の行為についても、同様とする。

(鳥取県統計調査条例の一部改正)

5 鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「知事が統計法に基づく届出又は承認を得て」を「規則で定めるもののか」に改める。

第六条を削り、第七条中「若しくは」を「、又は」に、「知事」を「、知事」に改め、「別記様式」を削り、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第十条中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に、「六箇月」を「六月」に、

「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「第七条」を「第六条」に、「又は」を「、又は」に改め、同条第五号中「第八条」を「第七条」に改める。

別記様式を削る。

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

6 鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条を削り、第七条の二を第七条とし、第七条の三を第七条の二とし、第七条の四を第七条の三とする。

第十八条第三号中「第七条の四第一項」を「第七条の三第一項」に改める。

別表を削る。

別表（第二条関係）

に規定する請求に係るもの

南部箕輪 広域連合		
	(八) 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づく事務のうち、次に掲げるものの指定	(一) 第四十一一条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定
(二) 第四十六条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	(三) 第七十五条の規定による指定居宅サービス事業者の事業所の名称等の変更及び事業の廃止等の届出の受理	(四) 第七十六条第一項の規定による指定居宅サービス事業者に対する報告等の命令及び検査
(五) 第七十七条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し	(六) 第七十八条の規定による公示	(七) 第八十二条の規定による指定居宅介護支援事業者の事業所の名称等の変更及び事業の廃止等の届出の受理
(八) 第八十三条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する報告等の命令及び検査	(九) 第八十四条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し	(十) 第八十五条の規定による公示
九 水道法（昭和三十一年法律第二百七十七号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	九 水道法（昭和三十一年法律第二百七十七号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	九 水道法（昭和三十一年法律第二百七十七号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(一) 第三十二条の規定による専用水道の工事の設計の確認	(一) 第三十三条第一項に規定する申請書等の受理	(一) 第三十三条第一項に規定する申請書等の受理
(二) 第三十三条第三項の規定による申請書の記載事項の変更の届出の受理	(二) 第三十三条第三項の規定による申請書の記載事項の変更の届出の受理	(二) 第三十三条第五項の規定による確認等の通知
(三) 第三十六条第一項の規定による水道施設の改善の指示	(三) 第三十六条第一項の規定による給水開始前の届出の受理	(三) 第三十六条第一項の規定による給水開始前の届出の受理
(四) 第三十三条第五項の規定による確認等の通知	(四) 第三十四条第一項において準用する第十三条第一項の規定による給水開始前の届出の受理	(四) 第三十四条第一項において準用する第十三条第一項の規定による給水開始前の届出の受理
(五) 第三十六条第二項の規定による水道技術管理者の変更のべき旨の指示	(五) 第三十六条第二項の規定による清掃その他の措置を採るべき旨の指示	(五) 第三十六条第二項の規定による清掃その他の措置を採るべき旨の指示
(六) 第三十七条の規定による給水の停止の命令	(六) 第三十六条第三項の規定による清掃その他の措置を採るべき旨の指示	(六) 第三十七条の規定による給水の停止の命令
(七) 第三十九条第二項の規定による専用水道の設置者からの報告の徴収及び立入検査	(八) 第三十六条第三項の規定による清掃その他の措置を採るべき旨の指示	(七) 第三十九条第二項の規定による専用水道の設置者からの報告の徴収及び立入検査
	各市町村	

(十一) 第三十九条第三項の規定による簡易専用水道の設置者からの報告の徴収及び立入検査	
十 鳥取県公害防止条例（昭和四十六年十月鳥取県条例第三十五号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 第四十八条第一項の規定による騒音関係特定施設の設置の届出の受理 (二) 第四十九条第一項の規定による騒音関係特定施設の届出の受理 (三) 第五十条第一項の規定による騒音関係特定施設の数等の変更の届出の受理 (四) 第五十二条の規定による計画の変更の届出の受理 (五) 第五十三条第三項の規定による地位の承継の届出の受理 (六) 第五十四条第一項の規定による騒音の防止の方法の改善等の勧告 (七) 第五十五条第一項の規定による騒音の防止の方法の改善等の勧告 (八) 第五十四条第二項の規定による騒音の防止の方法の改善等の命令 (九) 第五十八条第一項の規定による騒音の防止の方法の改善等の勧告 (十) 第五十八条第一項の規定による騒音の防止の方法の改善等の命令 (十一) 第五十八条第一項の規定による放送の停止等の命令 (十二) 第五十八条第一項の規定による燃焼行為の停止等の命令 (十三) 第五十八条第一項の規定による燃焼行為の停止等の命令 (十四) 第五十八条第一項の規定による燃焼行為の停止等の命令 (十五) 第六十一条第一項の規定による必要な報告の要求及び立入検査のうちこの項に規定する事務に係るもの	各市町村
各市町村	

(三) 第十六条第九項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付 (四) 第十八条第一項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付 (五) 第二十四条第一項の規定による行為の届出の受理及び知事への送付 十三 鳥取県景観形成条例（平成五年三月鳥取県条例第三号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 第十一条第一項の規定による特定行為の届出の受理及び知事への送付 (二) 第十一条第三項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による行為の場所等の変更の届出の受理及び知事への送付 (三) 第十二条第二項の規定による応急措置の特定行為の報告の受理及び知事への送付 (四) 第十五条第一項の規定による大規模行為の届出の受理及び知事への送付 (五) 第十六条第二項の規定による応急措置の大規模行為の報告の受理及び知事への送付 十四 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 第十条第一項の規定による墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可 (二) 第十条第二項の規定による墓地の区域等の変更及び墓地等の廃止の許可 十五 第十八条第一項の規定による立入検査及び報告の要求 (四) 第十九条の規定による墓地等の施設の整備改善等の命令及び経営等の許可の取消し 十六 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四十号）に基づく事務のうち、煙火に係る事務で次に掲げるもの (一) 第二条第二項ただし書の規定による死亡獣畜の解体、埋却及び焼却の許可 十七 第一条第三項及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。の規定による意見書の受理及び知事への送付 (二) 第十六条第七項の規定による応急措置の行為の届出の受	各市町村
各市町村	

(二) 許可 第十七条第三項の規定による火薬類の譲渡又は譲受けの許可の取消し	(四) 第十七条第六項の規定による許可証の有効期間の決定	(五) 第十七条第七項の規定による許可証の記載事項の変更の届出の受理及び書換え	(六) 第十七条第八項の規定による許可証の再交付の申請の受理	(七) 第二十五条第一項の規定による火薬類の消費の許可の取消し	(八) 第二十五条第三項の規定による火薬類の消費の許可の取消し	(九) 第三十条第三項の規定による消費者からの火薬類取扱保安責任者及び火薬類取扱副保安責任者の選任及び解任の届出の受理	(十) 第三十三条第二項の規定による消費者からの火薬類取扱保安責任者の代理者の選任及び解任の届出の受理	(十一) 第三十四条第二項の規定による消費者に対する火薬類取扱保安責任者等の解任の命令	(十二) 第四十三条第一項の規定による消費場所への立入検査及び火薬類の収去	(十三) 第四十六条第二項の規定による災害発生時における消費者からの報告の徴収	(十四) 第四十七条の規定による消費者に対する現状の変更の指示	(十五) 第五十二条第一項の規定による公安委員会の意見の聴取	(十六) 第五十二条第二項の規定による公安委員会への通報
十八 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）に基づく事務のうち、煙火に係る事務で次に掲げるもの	鳥取中部ふるさと広域連合	鳥取中部ふるさと広域連合											

(一) 第三十九条の規定による旧許可証の受理	(二) 第四十条の規定による許可証の返納の受理及び継続する許可証の交付	(三) 第八十二条の十四の表第十一号、第十二号及び第十五号に規定する届出書及び報告書の受理
十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十八条の三の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理		
二十 商工会法第六十一条第一項の規定による通商産業大臣の権限の委任に関する政令（昭和三十五年政令第百四十九号）の規定により処理することとされている商工会法（昭和三十年法律第八十九号）に基づく事務のうち、商工会に係るもの		
二十一 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）に基づく事務のうち、小売業に係るもの		
二十二 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの		
(一) 第十二条第一項の規定による鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取の許可（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十九条第一項第一号及び第三号に規定する場合におけるクマ以外の有害鳥獣の駆除を目的とするものに限る。（二）及び（三）において同じ。）		
(二) 第十二条第三項の規定による許可証及び従事者証の交付		
(三) 第十三条の規定による鳥獣飼養許可証の交付		
(四) 第十三条ノ二ただし書の規定によるヤマドリの販売の許可		
(五) 第十九条ノ二第一項の規定による立入検査（この項に規定する事務に係るものに限る。（六）において同じ。）		
(六) 第二十条ノ三の規定による報告の徴収		
(一) の受理		
(二) 第三十条第四項の規定による鳥獣飼養許可証の有効期間の更新		
(三) 第三十一条の規定による住所及び氏名の変更の届出の受		
各市町村	米子市及び各町村	鳥取中部ふるさと広域連合

(四) 理 第三十二条の規定による鳥獣捕獲許可証等の亡失の届出の受理	(五) 第三十三条第一項及び第三項の規定による鳥獣捕獲許可証等の再交付の請求の受理	(六) 第三十四条第一項及び第二項の規定による鳥獣捕獲許可証等の返納の受理	(七) 第三十四条第五項の規定による報告の受理
二十四 鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(一) 第十二条第一項の規定による鳥獣の捕獲の許可（クマの駆除を目的とするものに限る。）及び（二）において同じ。	(一) 第十二条第三項の規定による許可証及び従事者証の交付	(二) 第十二条第三項の規定による許可証及び従事者証の交付
二十五 鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律施行規則に基づく事務のうち、二十四の項に規定する事務に係る事務で二十三の項（一）から（七）までに掲げるもの	二十六 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第九項に規定する緊急伐採等の届出書の受理	二十七 森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	二十八 建設省所管国有財産取扱規則（昭和三十年建設省訓令第一号）第三条第一項の規定により処理することとされている国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）に基づく事務のうち、公用財産に関する事務で次に掲げるもののうち、公用財産の管理に関する特別の法律の適用がない場合における大蔵大臣への引継ぎのうち面積が一万平方メートル以下の土地に係るもの
各市町村	各市町村	各市町村	各市町村

(八) 第三十一条の四第五項の規定による通知及び公告	(九) 第三十一条の五第一項の規定による通知の受理	(十) 第三十一条の五第三項の規定による通知及び公告
二十九 建設省所管国有財産取扱規則第三条第一項の規定により処理することとされている国有財産法施行細則（昭和二十三年大蔵省令第九十二号）第一条の三の規定による境界標の設定のうち、二十八の項に規定する事務に係るもの	三十 屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）第七条第二項から第四項までの規定による広告物等の除却（平成十一年四月一日前に鳥取県屋外広告物条例に違反していた広告物等に係るもの）を除く。三十の項四及び五において同じ。	三十 屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）第七条第二項から第四項までの規定による広告物等の除却（平成十一年四月一日前に鳥取県屋外広告物条例に違反していた広告物等に係るもの）を除く。三十の項四及び五において同じ。
各市町村	各市町村	各市町村
(十一) 第三十一条の二第一項の規定による他人の土地への立入り	(十二) 第三十一条の二第二項の規定による通知及び公告	(十三) 第三十一条の三第一項の規定による通知及び協議の要求
各市町村	各市町村	各市町村
(十四) 第三十二条の二第一項の規定による境界の確定	(十五) 第三十二条の三第三項の規定による境界の確定	(十六) 第三十二条の四第一項の規定による境界の確定の調査
各市町村	各市町村	各市町村
(十七) 第三十二条の二第一項の規定による通知及び公告	(十八) 第三十二条の三第三項の規定による通知及び公告	(十九) 第三十二条の四第一項の規定による通知及び公告
各市町村	各市町村	各市町村
(二十) 第三十二条の二第一項の規定による通知及び公告	(二十一) 第三十二条の三第三項の規定による通知及び公告	(二十二) 第三十二条の四第一項の規定による通知及び公告
各市町村	各市町村	各市町村
(二十三) 第三十二条の二第一項の規定による通知及び公告	(二十四) 第三十二条の三第三項の規定による通知及び公告	(二十五) 第三十二条の四第一項の規定による通知及び公告
各市町村	各市町村	各市町村
(二十六) 第三十二条の二第一項の規定による通知及び公告	(二十七) 第三十二条の三第三項の規定による通知及び公告	(二十八) 第三十二条の四第一項の規定による通知及び公告
各市町村	各市町村	各市町村

(四) 受理 第一百三十二条第四項の規定による公告	米子市
三十四 土地区画整理法に基づく事務のうち、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第十号)に規定する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの	
(五)(一) 第百十条第一項の規定による清算金の徴収及び交付 (二) 第百十一条第三項の規定による清算金の督促 (三) 第百十一条第五項の規定による清算金の徴収 (四) 第百十一条の規定による清算金の相殺 (五) 第百十二条第一項の規定による抵当権等が存する場合の清算金の供託	
三十五 駐車場法(昭和三十二年法律第六百六号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	
(一) 第十二条の規定による路外駐車場の設置の届出及び変更の届出の受理 (二) 第十三条第一項の規定による管理規程の変更の届出の受理 (三) 第十四条の規定による管理規程の変更の届出の受 (四) 第十八条第一項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査	
三十六 都市計画法(昭和四十三年法律第六百号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	
(一) 第二十六条第一項の規定による他人の土地の試掘等の許可 (二) 第五十二条の二第二項(第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による土地の形質の変更等の許可 (三) 第五十二条の二第二項(第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の建築の許可 (四) 第五十三条第一項の規定による建築物の建築の許可の機関との協議 (五) 第六十五条第一項の規定による土地の形質の変更等の許可 (六) 第六十五条第二項の規定による施行者の意見の聴取	各市町村

(七) 第八十一条第一項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに必要な勧告及び助言(この項に規定する事務に係るものに限る。(八)から(十一)までにおいて同じ。) (八) 第八十二条第一項の規定による許可の取消し等及び行為の停止等の命令 (九) 第八十二条第二項の規定による必要な措置の実施等及び公告	鳥取市及び各市町村
三十七 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第六十条の規定による書面の交付の請求の受理のうち、三十六の項に規定する事務に係るもの 三十八 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 第二十九条の規定による開発行為の許可 (二) 第三十五条第二項の規定による開発行為の許可又は不許可の通知 (三) 第三十五条の二第一項の規定による変更の許可 (四) 第三十五条の二第三項の規定による軽微な変更の届出の受理 (五) 第三十六条第一項の規定による開発行為に関する工事の完了の届出の受理 (六) 第三十六条第二項の規定による開発行為に関する工事の検査及び検査済証の交付 (七) 第三十六条第三項の規定による公告 (八) 第三十七条第一号の規定による仮設建築物及び工作物の建築等の承認 (九) 第三十八条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出の受理 (十) 第四十二条第一項の規定による建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定 (十一) 第四十二条第二項の規定による国と機関との協議 (十二) 第四十二条第一項ただし書の規定による建築物の建築の許可 (十三) 第四十二条第二項の規定による建築物の新築等の許可 (十四) 第四十二条第二項の規定による建築物の新築等の許可 (十五) 第四十三条第一項の規定による建築物の新築等の許可 (十六) 第四十三条第一項第六号ロの規定による宅地であつた旨の確認	米子市

(十六) 第四十五条の規定による開発許可に基づく地位の承認 (設置)	(十七) 第四十六条の規定による開発登録簿の調製及び保管 (十八) 第四十七条第五項の規定による開発登録簿の閲覧及び 写しの交付 (十九) この項に規定する事務に係る三十六の項(七)から(十一)ま でに掲げる事務	三十九 都市計画法施行規則第六十条の規定による書面の交付 の請求の受理のうち、三十八の項に規定する事務に係るもの	四十 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四 十五年三月鳥取県条例第十一号）に基づく事務	四十一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二 十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十一号二、 第六十二条の三第四項第十一号二及び第六十三条第三項第六 号の規定による優良住宅の認定	四十二 租税特別措置法第二十八条の四第三項第五号イ、第三 十一条の二第二項第十号ハ、第六十二条の三第四項第十号ハ 及び第六十三条第三項第五号イの規定による優良宅地の認定	四十三 租税特別措置法の施行のための規則に基づく事務のう ち、別に規則で定めるもの	四十四 租税特別措置法の施行のための規則に基づく事務のう ち、別に規則で定めるもの	鳥取市及び 米子市	鳥取市、米 子市及び境 港市	鳥取市、米 子市	鳥取市及び 米子市	鳥取市及び 米子市	鳥取市、米 子市及び境 港市
鳥取県産業技術センターは、次に掲げる業務を行う。	第一条 県内産業の振興を図るため、鳥取県産業技術センター（以下「センター」とい う。）を鳥取市、米子市及び境港市に設置する。	第一条 県内産業の振興を図るため、鳥取県産業技術センター（以下「センター」とい う。）を鳥取市、米子市及び境港市に設置する。	第一条 県内産業の振興を図るため、鳥取県産業技術センター（以下「センター」とい う。）を鳥取市、米子市及び境港市に設置する。	第一条 県内産業の振興を図るため、鳥取県産業技術センター（以下「センター」とい う。）を鳥取市、米子市及び境港市に設置する。	第一条 県内産業の振興を図るため、鳥取県産業技術センター（以下「センター」とい う。）を鳥取市、米子市及び境港市に設置する。	第一条 県内産業の振興を図るため、鳥取県産業技術センター（以下「センター」とい う。）を鳥取市、米子市及び境港市に設置する。	第一条 県内産業の振興を図るため、鳥取県産業技術センター（以下「センター」とい う。）を鳥取市、米子市及び境港市に設置する。	第一条 県内産業の振興を図るため、鳥取県産業技術センター（以下「センター」とい う。）を鳥取市、米子市及び境港市に設置する。	第一条 県内産業の振興を図るため、鳥取県産業技術センター（以下「センター」とい う。）を鳥取市、米子市及び境港市に設置する。	第一条 県内産業の振興を図るため、鳥取県産業技術センター（以下「センター」とい う。）を鳥取市、米子市及び境港市に設置する。	第一条 県内産業の振興を図るため、鳥取県産業技術センター（以下「センター」とい う。）を鳥取市、米子市及び境港市に設置する。	第一条 県内産業の振興を図るため、鳥取県産業技術センター（以下「センター」とい う。）を鳥取市、米子市及び境港市に設置する。	
（業務）	（業務）	（業務）	（業務）	（業務）	（業務）	（業務）	（業務）	（業務）	（業務）	（業務）	（業務）	（業務）	
平成十一年十二月二十四日	平成十一年十二月二十四日	平成十一年十二月二十四日	平成十一年十二月二十四日	平成十一年十二月二十四日	平成十一年十二月二十四日	平成十一年十二月二十四日	平成十一年十二月二十四日	平成十一年十二月二十四日	平成十一年十二月二十四日	平成十一年十二月二十四日	平成十一年十二月二十四日	平成十一年十二月二十四日	
鳥取県知事 片 山 善 博	鳥取県知事 片 山 善 博	鳥取県知事 片 山 善 博	鳥取県知事 片 山 善 博	鳥取県知事 片 山 善 博	鳥取県知事 片 山 善 博	鳥取県知事 片 山 善 博	鳥取県知事 片 山 善 博	鳥取県知事 片 山 善 博	鳥取県知事 片 山 善 博	鳥取県知事 片 山 善 博	鳥取県知事 片 山 善 博	鳥取県知事 片 山 善 博	
鳥取県条例第三十六号	鳥取県条例第三十六号	鳥取県条例第三十六号	鳥取県条例第三十六号	鳥取県条例第三十六号	鳥取県条例第三十六号	鳥取県条例第三十六号	鳥取県条例第三十六号	鳥取県条例第三十六号	鳥取県条例第三十六号	鳥取県条例第三十六号	鳥取県条例第三十六号	鳥取県条例第三十六号	

- 鳥取県産業技術センター条例をここに公布する。
- 第一条 県内産業の振興を図るため、鳥取県産業技術センター（以下「センター」とい
う。）を鳥取市、米子市及び境港市に設置する。
- 第二条 センターは、次に掲げる業務を行う。
- 一 産業技術に関する研究開発及び指導に関すること。
 - 二 産業技術に関する試験、分析等に関すること。
 - 三 産業技術の研修に関すること。
 - 四 産業技術に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
 - 五 別表第一に掲げる施設及び設備（以下「開放施設等」という。）の提供に関する
こと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、産業技術の向上を図るために必要な業務
(利用の許可)
- 第三条 開放施設等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可
を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下
「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用許
可を取り消すことができる。
- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - 二 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
 - 三 利用許可の条件に違反したとき。
 - 四 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
 - 五 その他センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。
(原状回復等)
- 第四条 利用者は、開放施設等の利用を終了し、又は前条第二項の規定による利用許可
の取消しを受けたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

2 故意又は過失によりセンターの施設設備を損傷し、又は汚損した者は、知事の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(使用料及び手数料の徴収)

第五条 開放施設等の利用については、別表第一に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 センターにおいて行う業務については、別表第一に定めるところにより、手数料を徴収する。

(使用料及び手数料の減免)

第六条 知事は、特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(鳥取県産業技術センター手数料徴収条例の廃止)

2 鳥取県産業技術センター手数料徴収条例(昭和三十一年三月鳥取県条例第九号)は、

廃止する。

別表第一(第二条、第五条関係)

一 施設使用料

区	分	単位	金額
第一インキュベート室	一月につき	七五、〇〇〇円	
第一インキュベート室	一月につき	七五、〇〇〇円	
第三インキュベート室	一月につき	七二、五〇〇円	
第四インキュベート室	一月につき	一四一、五〇〇円	

大会議室	視聴覚機器室を利用する場合	一時間につき	二、三八〇円
	視聴覚機器室を利用しない場合		
第一会議室		一時間につき	二、〇一〇円
技術融合化研究室		一時間につき	五一一〇円
新製品撮影用スタジオ		一時間につき	五二〇円
イミュニティ電波暗室		一時間につき	八九〇円
無響室		一時間につき	九二〇円
残響室		一時間につき	一、五三〇円
		一時間につき	二、一二〇円

備考

一 インキュベート室の利用期間が一月未満であるとき、又は利用期間に一月未満の端数があるときは、日割りをもつて計算するものとする。

二 インキュベート室以外の施設の利用時間が一月未満であるとき、又は利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。

三 施設を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

二 設備使用料

区	分	単位	金額
一 分析機械	一時間につき	三、七〇〇円以内で知事が別に定める額	
二 試験機械	一時間につき	一、三〇〇円以内で知事が別に定める額	
三 測定機械	一時間につき	一、四〇〇円以内で知事が別に定める額	
四 加工機械	一時間につき	一、七〇〇円以内で知事が別に定める額	

備考 利用時間が一時間未満であるとき、又は利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。

一一

四 加 工		三 測 定		二 試 験		一 試 験	
2 1 5 4 (二)(一)	刃物の研磨 機械かんな刃 スライサー刃	3 2 (四)(三)(二)(一)	金属の精密測定 長さ又は角度の測定 表面の粗さ又は形状の測定 三次元測定機による測定 めつき厚さ測定	1 6 (三)(二) その他の試験 食品系の測定	水素イオン濃度、融点又は粘度 の測定 細菌数の測定 色の測定 他の測定	5 (イ) キセノン光源による試験 イエニッシュ光源による試験 促進耐候性試験 アサンシヤイン光源による試験 めつき付着量試験 塩水噴霧試験 繊維製品の試験 引張試験 収縮率試験 染色堅ろう度試験 キャス試験	(九) エックス線透過試験 表面処理試験 塩水噴霧試験 促進耐候性試験 アサンシヤイン光源による試験 イエニッシュ光源による試験 めつき付着量試験 塩水噴霧試験 繊維製品の試験 引張試験 収縮率試験 染色堅ろう度試験 キャス試験
一 枚 につ き	一 枚 につ き	一 件 につ き	一 件 につ き	一 件 につ き	一 件 につ き	一 件 につ き	一 件 につ き
四、 九七〇円	四、 三三〇円	四、 九七〇円	四、 五九〇円	四、 二八〇円	二、 九七〇円	二、 九七〇円	三、 八八〇円

書	写真
八 研 究 明 書	木材の人工乾燥 その他の加工
各種研究 各種證明書	顕微鏡写真 電子顕微鏡写真 その他の写真 コンピュータグラフィックスによる デザイン その他のデザイン
	一日につき 四、七六〇円 その都度知事が定める額 一枚につき 四、四七〇円 一枚につき 七、三六〇円 その都度知事が定める額 一時間につき 三、四六〇円 一時間につき 三、四六〇円 その都度知事が定める額 一通につき 四二〇円

鳥取県条例第三十七号

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

鳥取県知事
片山 善博

山

喜

博

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例をここに公布する。

平成十二年十二月二十四日

第一条 次に掲げる事務は、市町村が処理する。

一 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条に規定す

る職員の給与に係る事務のうち、別に教育委員会規則で定めるもの

二 教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）の施行のための教育委員会規則に基づく事務のうち、別に教育委員会規則で定めるもの
 三 同和関係者の子等に対する資金の貸与のための教育委員会規則に基づく事務のうち、別に教育委員会規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

地方分権に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第三十八号

地方分権に伴う関係条例の整備に関する条例

（鳥取県行政手続条例の一部改正）

第一条 鳥取県行政手続条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条 鳥取県行政手続条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十四号）の下に「並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十三条第二項その他の法令の規定によりこれらの権限に属する事務の委任を受けた者」を加える。

第三条第五号中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八条に規定する職員及び」を削る。

（鳥取県職員の共済制度に関する条例の一部改正）

第二条 鳥取県職員の共済制度に関する条例（昭和三十六年十月鳥取県条例第一二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「、同条第三項及び第二百四十二条第一項第一号」を「及び第三項」に改め、同項第三号中「第三条第一項第三号及び第二百四十二条第一項第二号に規定する職員」を「第三条第一項第三号に規定する職員及び第二百四十二条第一項に規定する国の職員」に改める。

（総合保養地域の重点整備地区における県税の不均一課税に関する条例の廃止）

第三条 総合保養地域の重点整備地区における県税の不均一課税に関する条例（平成四年三月鳥取県条例第一号）は、廃止する。

（地方拠点都市地域の拠点地区における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第四条 地方拠点都市地域の拠点地区における県税の不均一課税に関する条例（平成六年三月鳥取県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「法第八条第一項」を「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第四百五十二条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条第一項」に、「法第六条第六項」を「旧法第六条第六項」に改め、「当該承認基本計画の変更により承認拠点地区に該当することとなる地区については、法第七条第一項の規定による当該変更の承認の日。」を削り、同条第一号中「当該認定計画を変更した場合において、知事が必要と認めるときについては、同条第四項の規定による当該変更の認定の日。」を削る。

（輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第五条 輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税に関する条例（平成九年十月鳥取県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「同条第八項」を「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第三百四十四条の規定による改正前の法第五条第八項」に改める。

（鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部改正）

第六条 鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和五十七年十一月鳥取県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の承認を得て」を「と協議の上」に改める。

(鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部改正)

第七条 鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例（平成九年十二月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十条第三項」を「第九十条第一項」に改める。

(鳥取県国土利用計画地方審議会条例の一部改正)

第八条 鳥取県国土利用計画地方審議会条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十八条第三項」を「第三十八条第二項」に改める。

(鳥取県医療扶助審議会条例の廃止)

第九条 鳥取県医療扶助審議会条例（昭和三十年四月鳥取県条例第十八号）は、廃止する。

(公害に係る紛争の処理の手続に要する費用等に関する条例の一部改正)

第十条 公害に係る紛争の処理の手続に要する費用等に関する条例（昭和四十五年十月鳥取県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十四条第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき」を「の定め」ところにより行う、「若しくは仲裁の申請又は法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立て」を「又は仲裁」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

調停若しくは仲裁の申請をする者は法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者は、別表の上欄の申請又は申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

第五条中「法第四十五条第二項」を「前条」に改める。

(鳥取県職業能力開発審議会条例の一部改正)

第十二条 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条第三項」を「第十六条第四項」に改める。

第一条中「第九十七条第三項」を「第九十七条第二項」に改める。

(鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正)

第十二条 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条第三項」を「第十六条第四項」に改める。

(鳥取県改良普及員資格試験条例の一部改正)

第十三条 鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「農業改良助長法施行令（昭和二十七年政令第百四十八号。以下「政令」という。）第三条」を「農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第十四条の三第二項」に改める。

第四条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第五号中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。

(鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部改正)

第十四条 鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和三十二年四月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第十条」を「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百八十七条第五項」に改める。

第四条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第三号中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。

(鳥取県営港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十五条 鳥取県営港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

(鳥取県営港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例)

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 市場関係事業者

第一節 仲卸業者（第三条—第七条）

第二節 売買参加者（第八条—第十二条）

第三節 附属営業人（第十三条—第十五条）

第三章 売買取引及び決済の方法（第十六条—第三十一条）

第四章 監督（第三十二条—第三十五条）

第五章 市場施設の利用（第三十六条—第四十条）

第六章 雜則（第四十一条）

附則

第一章 総則

第一条中「、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき」を削り、「及びその管理に関する」を「、業務の運営、施設の管理その他必要な」に改める。

第六条中「市場の管理に関する」を「この条例の施行に関し必要な」に改め、同条を第四十一条とし、同条の前に次の章名を付する。

第六章 雜則

第五条を第四十条とし、第四条を第三十九条とし、同条の前に次の二条を加える。

（行為の制限等）

第三十七条 何人も市場内においては、次の行為をしてはならない。ただし、第一号に掲げる行為については、前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が知事の承認を受けたときは、この限りでない。

一 市場施設に建築、造作若しくは模様替えをし、又は当該市場施設の現状に変更を加えること。

二 前号に掲げるもののほか、市場施設を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれのある行為をすること。

三 衛生上有害な物品を搬入すること。

四 市場の秩序を乱し、又は乱すおそれがある行為

五 前各号に掲げるもののほか、市場機能を損ない、又は損なうおそれがある行為

2 知事は、前項本文の規定に違反した者に対する対しては、当該行為を制止し、又は市場からの退去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、第一項ただし書の規定による承認を受けた利用者に対する対しては、市場施設の返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。（利用の許可の取消し）

第三十八条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三十六条の許可を取り消すことができる。

一 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
二 次に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれに定める処分の取消しを受けたとき。

イ 卸売業者 卸売市場法第五十八条第一項の許可

ロ 仲卸業者 第三条第一項の許可

ハ 売買参加者 第八条第一項の登録

ニ 附属営業人 第十三条第一項の許可

三 災害の予防、衛生の確保その他市場の管理上必要があると認めるとき。

第三条を第三十六条とし、同条の前に次の章名を付する。

第五章 市場施設の利用

第一条の次に次の三章を加える。

第二章 市場関係事業者

第一節 仲卸業者

（仲卸業務の許可）

第三条 市場において卸売業者（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十

八条第一項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して仲卸店舗において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項の許可をしないものとする。

一 卸売市場法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第七条又は第三十五条第一項第二号の規定により前項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 市場の卸売業者又は卸売業者若しくは前項の許可を受けた者（以下「仲卸業者」という。）の役員若しくは使用人である者

四 法人で、その業務を執行する役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五 仲卸業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者

六 卸売業者から卸売を受ける水産物の数量が著しく少ないと認められる者

3 第一項の許可の有効期間は、許可の日から起算して二年を経過した日以後の最初の十二月三十一日までとする。

（仲卸業務の許可の更新）

第四条 仲卸業者は、前条第一項の許可の有効期間満了の日後も引き続き仲卸業務を行おうとするときは、規則で定めるところにより、同項の許可の更新を受けなければならない。

2 前条第一項（第二号を除く。）及び第二項の規定は、前項の規定による許可の更新について準用する。

（業務開始等の届出）

第五条 仲卸業者は、仲卸業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（営業報告書の提出）

第六条 仲卸業者は、事業年度（個人につては、一月一日から十二月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、規則で定めるところにより、営業報告書を作成し、

知事に提出しなければならない。

（仲卸業務の許可の取消し）

第七条 知事は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三条第二項第一号、第三号、第四号又は第五号（資力信用を有しない者に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三条第一項の許可を受けたとき。

三 正当な理由がないのに第三条第一項の許可を受けた日から起算して三月以内に仲卸業務を開始しないとき又は三月以上引き続き仲卸業務を休止したとき。

四 正当な理由がないのに仲卸業務を遂行しないとき。

第二節 売買参加者

（売買参加者の登録）

第八条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、規則で定めるところにより、知事の登録を受けなければならない。

2 知事は、前項の登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、同項の登録をしないものとする。

一 第十二条又は第三十五条第一項第二号の規定により前項の登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

二 市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者

三 法人で、その業務を執行する役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者

五 市場において継続的に取引を行う見込みがなく、かつ、卸売業者から卸売を受ける水産物の数量が著しく少ないと認められる者

3 第一項の登録の有効期間は、登録の日から起算して二年を経過した日以後の最初の十二月三十一日までとする。

(売買参加者の登録の更新)

第九条 売買参加者（前条第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、同項の登録の有効期間満了の日後も引き続き卸売業者から卸売を受けようとするときは、規則で定めるところにより、同項の登録の更新を受けなければならない。

- 2 前条第二項（第一号を除く。）及び第三項の規定は、前項の規定による登録の更新について準用する。

(卸売を受けることの廃止の届出)

第十条 売買参加者は、卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(営業報告書の提出)

第十一条 売買参加者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、営業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(売買参加者の登録の取消し)

第十二条 知事は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の登録を取り消すことができる。

- 一 第八条第二項第二号から第四号（資力信用を有しない者に限る。）までのいづれかに該当することとなつたとき。
- 二 不正の手段により第八条第一項の登録を受けたとき。

第三節 附属営業人

(附属営業の許可)

第十三条 市場において次に掲げる業務（以下「附属営業」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- 一 水産物の保管、貯蔵、運搬その他の業務で市場機能の充実に資するもの
- 二 飲食の提供、用品の販売その他の業務で市場の利用者に便宜を提供するもの
- 2 知事は、前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項の許可をしないものとする。

一 卸売市場法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又

はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して一年を経過しない者

- 二 第十五条又は第三十五条第一項第四号の規定により前項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者

- 三 法人で、その業務を執行する役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

- 四 附属営業を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者

(営業開始等の届出)

第十四条 附属営業人（前条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、附属営業を開始し、休止し、再開し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(附属営業の許可の取消し)

第十五条 知事は、附属営業人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第十三条第二項第一号、第三号又は第四号（資力信用を有しない者に限る。）に該当することとなつたとき。
- 二 不正の手段により第十三条第一項の許可を受けたとき。
- 三 正當な理由がないのに附属営業を遂行しないとき。

第三章 売買取引及び決済の方法

(せり売又は入札の原則)

第十六条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、相対売又は定価売の方法によることができる。

- 一 一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している水産物で規則で定めるもの又は品目若しくは品質が特殊であるため需要が一般的でない水産物で規則で定めるもののうち、卸売業者があらかじめ相対売又は定価売による旨を表示したものの卸売をするとき。
- 二 災害の発生その他の規則で定める特別の事情がある場合であつて、せり売又は

入札の方法によることが著しく不適当であると認められるとき。

三 第二十条第一項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に対し
て卸売をするとき。

四 第二十二条ただし書の規定により知事の承認を受けて卸売をするとき。
2 卸売業者は、前項ただし書の規定により相対売又は定価売の方法による卸売を行
つたときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(販売開始時刻等の周知)

第十七条 卸売業者は、市場における卸売のための販売を開始するときは、あらかじ
め、その時刻、場所等を関係者に周知させなければならない。これを変更するとき
も、同様とする。

(指値のある受託水産物の表示)

第十八条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けをした水産物
(以下「受託水産物」という。)に指値があるときは、その販売前にその旨を当該
受託水産物に表示しなければならない。

(差別の取扱いの禁止)

第十九条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しく
は売買参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、水産物について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあ
つた場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第二十条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加
者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、市場における入荷量が著しく

多く残品を生ずるおそれがある場合その他の規則で定める特別の事情がある場合で
あつて、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとなないと認め
られるときは、この限りでない。

2 卸売業者は、前項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売
を行つたときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(自己の計算による卸売の禁止)

第二十二条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、自己の計算において
卸売をしてはならない。ただし、出荷者の計算において行う卸売の方法によつては
水産物の出荷を受けることが著しく困難な場合その他規則で定める特別の事情が
ある場合であつて、卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないものと
して知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(市場外にある水産物の卸売の禁止)

第二十三条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある水産物
以外の水産物の卸売をしてはならない。ただし、市場の周辺の地域において知事が
指定する場所にある水産物については、この限りでない。

(委託手数料の額の制限)

第二十四条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、
その委託をした者から收受する委託手数料を、受託水産物の卸売金額に百分の五を
乗じて得た金額以内の額としなければならない。

(委託手数料以外の報償の收受の禁止)

第二十五条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、
に、受託水産物の種類、数量、等級、品質等をその委託をした者に通知しなければ
ならない。

(卸売水産物を買い受けた者の明示及び引取り)

第二十六条 卸売業者は、その卸売をした水産物を買い受けた仲卸業者又は売買参加
者が明らかになるよう措置しなければならない。

2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた水産物を、速やかに引き
取らなければならない。

(仲卸業者の業務の規制)

第二十七条 仲卸業者は、市場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、仲卸業者が水産物を卸売業者から買入れることが困難な場合であつて、市場における取引の秩序を乱すおそれがないものとして知事の許可を受けたときは、この限りでない。

一 水産物の販売の委託を受けること。

二 水産物を卸売業者以外の者から買入れて販売すること。

(仕切及び送金)

第二十八条 卸売業者は、受託水産物の卸売をしたときは、その委託をした者に対し、当該卸売をした日の翌日までに、売買仕切書を送付するとともに、速やかに売買仕切金を送付しなければならない。

2 前項の売買仕切書には、当該卸売をした受託水産物の種類、数量、等級、品質及び価格を正確に記載しなければならない。

(買受代金の支払)

第二十九条 仲卸業者又は売買参加者は、卸売業者から卸売を受けたときは、その水産物の引渡しを受けた日から二十四日以内に、卸売業者に対し買受代金を支払わなければならぬ。ただし、買受代金の支払についての特約があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の特約は、他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであつてはならない。

(入荷数量等の報告)

第三十条 卸売業者は、毎開場日、市場に入荷した主要な水産物の種類及び数量をその日の卸売のための販売の開始時刻までに、知事に報告しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日、卸売をした主要な水産物の種類、数量及び価格をその日の卸売のための販売の終了後速やかに、知事に報告しなければならない。

3 卸売業者及び仲卸業者は、毎月の水産物の取扱状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(入荷数量等の掲示)

第三十一条 知事は、卸売業者から前条第一項又は第二項の規定による報告を受けたときは、直ちにその内容を市場内の知事が別に定める場所に掲示するものとする。

第四章 監督

(売買取引の制限)

第三十二条 知事は、せり賣又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その売買（卸売業者にあつては、委託の引受けを含む。次項において同じ。）を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

一 談合その他不正の行為があると認めるとき。

二 不当な価格が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき。
2 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出入人（市場において仲卸業者から販売を受ける者をいう。）が次の各号のいずれかに該当するときは、売買を差し止めることができる。

一 売買について不正の行為があると認めるとき。

二 買受代金の支払を怠つたとき。
(報告及び検査)

第三十三条 知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者若しくは附属営業人に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは附属営業人の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(改善措置命令)

第三十四条 知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は附属営業人に対し、その業務又は会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第三十五条 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は附属営業人が卸売市場法、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、これらの者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処分をすることができる。

一 卸売業者 六月以内の期間を定めて卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずること。

二 仲卸業者 第三条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて仲卸業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

三 売買参加者 第八条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。

四 附屬営業人 第十三条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて附屬営業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

2 知事は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

一 卸売市場法、この条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 セリ売に関して卸売のための販売の委託をした者又は仲卸業者若しくは売買参加者と氣脈を通じ不当な処置をし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

三 その職務に関して卸売のための販売の委託をした者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を收受したとき。

四 前三号に定めるもののほか、市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があつたと認めるとき。

別表中「(第三条、第四条関係)」を「(第二十六条、第二十九条関係)」に改める。

(鳥取県都市計画地方審議会条例の一部改正)

第十六条 鳥取県都市計画地方審議会条例（昭和四十四年六月鳥取県条例第一二七号）

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県都市計画審議会条例

第一条中「鳥取県都市計画地方審議会」を「鳥取県都市計画審議会」に改める。（鳥取県開発審議会条例の一部改正）

第五条を第六条とし、第一条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次のように改正する。

第五条を第六条とし、第一条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（組織）

第二条 審査会は、委員七人で組織する。

（貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正）

第十八条 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五条号）の一部を次のように改正する。

本則の表高等学校定期制課程及び通信制課程修学奨励金の項中「の規定による文部大臣の承認に係る監督庁の認可を得た高等学校」を「に規定する広域」に改める。（鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第十九条 鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成二年三月鳥取県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条第一項」を「第十六条」に改める。（鳥取県監査委員条例の一部改正）

第二十条 鳥取県監査委員条例（昭和二十三年六月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「監査を行うときは」を「、監査を行うときは」に、「七日前迄」を「七日前まで」に、「法令又は条例に基く」を「法律に基づく」に、「但し」を「ただし」に、「この限りでない」を「、この限りでない」に改める。

第七条中「知事」を「、知事」に、「法令又は条例に基く」を「法律に基づく」に、

「職務」を「職務」に、「又は関係者」を「又は関係者」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第七条の規定は平成十五年一月一日から、第九条の規定は公布の日から施行する。

(鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第十五条の規定による改正前の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例第六条に基づく規則（以下「旧規則」という。）の規定により行われた仲卸業務の許可、売買参加者の登録又は附属営業の許可は、それぞれ第十五条の規定による改正後の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第一項の許可、第八条第一項の登録又は第十三条第一項の許可とみなす。

2 前項に定めるものを除くほか、施行日前に旧規則の規定により行われた許可、承認、届出、報告その他の行為は、新条例の規定によつて行われたものとみなす。

(鳥取県都市計画地方審議会条例の一部改正)

第三条 この条例の施行の際に第十六条の規定による改正前の鳥取県都市計画地方審議会条例第一条に規定する鳥取県都市計画地方審議会の委員に任命されている者は、当該委員の任期中は、第十六条の規定による改正後の鳥取県都市計画審議会条例第一条に規定する鳥取県都市計画審議会の委員に任命されているものとみなす。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第三十九号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項中「四千円」を「四千二百円」に、「一万九千円」を「二万五千円」に、「七千円」を「七千二百円」に、「六千円」を「六千三百円」に、「二万八千五百円」を「三万円」に、「一万五百円」を「一万八百円」に改める。

第十六条の四第二項中「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百九十一」を「百分の百七十五」に、「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百五十五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号級	給料月額										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	189,000	225,000	243,100	264,300	284,300	306,300	341,300	380,200	430,100
2	137,500	174,400	196,300	233,300	252,300	273,500	293,800	316,600	353,700	392,800	444,800
3	141,900	181,400	203,800	242,000	261,700	282,800	303,600	327,100	366,100	405,400	459,500
4	146,500	188,900	211,300	251,100	270,500	292,100	313,700	337,800	378,200	418,000	474,300
5	151,800	195,000	219,500	260,400	279,300	301,500	323,700	348,500	390,100	430,700	488,800
6	157,700	200,500	227,600	269,100	288,200	311,100	333,900	359,200	402,000	443,100	503,200
7	163,800	206,000	235,600	277,800	297,000	320,700	344,100	369,300	413,800	455,300	517,500
8	170,200	211,400	243,200	286,300	305,700	330,300	354,100	379,100	425,800	466,900	531,800
9	174,800	216,400	249,900	294,700	314,400	339,900	363,800	388,800	437,600	478,300	546,100
10	178,600	220,900	256,400	302,900	322,900	349,400	373,300	398,400	448,700	489,400	560,400
11	181,800	225,400	262,800	310,800	331,200	359,000	382,600	408,000	458,800	499,200	571,800
12	184,700	229,800	268,500	318,300	338,900	368,400	391,600	417,600	468,500	508,200	579,200
13	187,500	234,100	274,100	325,500	346,500	377,600	400,300	426,600	476,400	515,800	586,300
14	189,800	237,400	279,300	332,500	353,800	386,600	407,400	434,700	483,100	522,900	592,500
15	191,900	240,500	284,500	338,800	359,600	394,300	413,100	440,700	489,800	527,500	597,300
16	193,500	243,600	289,100	344,500	364,500	400,000	418,000	446,600	494,400		
17		246,600	293,300	348,200	368,500	405,200	422,300	450,500	498,900		
18		249,500	297,000	351,600	371,900	408,700	426,000	454,400	503,200		
19		251,500	300,300	354,900	374,900	412,300	429,700	458,300			
20			302,700	357,200	377,800	415,800	433,300	462,000			
21			304,700	359,500	380,400	419,300	437,000	465,800			
22			306,700	361,800	383,000	422,800	440,700				
23			308,700	364,100	385,600	426,300					
24			310,700	366,400	388,200	429,900					
25			312,700	368,800	390,900						
26			314,600	371,100	393,700						
27			316,500	373,400							
28			318,500	375,800							
29			320,500								
30			322,500								
31			324,500								
32			326,500								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 公安職給料表(第3条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号級	給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	237,400	275,300	295,300	315,700	337,600	369,400	405,100
2	160,200	175,900	202,800	245,800	284,600	305,000	325,900	348,000	379,900	417,500
3	166,900	183,300	211,300	255,300	294,100	314,700	336,200	358,500	390,400	429,800
4	174,100	192,600	220,000	264,600	303,500	324,800	346,600	368,900	400,800	441,300
5	181,300	202,600	227,700	274,000	313,000	335,100	356,900	379,400	411,000	452,000
6	190,000	210,400	235,400	283,200	322,200	345,500	367,100	389,900	421,100	461,900
7	199,900	218,100	243,100	292,600	331,300	355,700	377,200	400,000	431,100	471,700
8	207,500	225,700	251,200	302,000	340,300	365,900	387,300	410,100	441,000	480,800
9	215,100	232,700	259,600	311,400	349,300	375,800	397,200	420,000	450,800	489,900
10	222,600	240,100	267,700	320,000	358,100	385,500	407,100	429,900	460,300	498,700
11	229,600	248,200	275,900	328,600	366,400	395,200	416,900	439,700	469,100	507,500
12	237,000	255,300	284,100	337,100	374,600	404,900	426,700	449,400	477,600	516,300
13	245,100	263,400	292,400	345,500	382,500	414,500	436,400	458,500	486,100	525,100
14	252,200	271,400	300,300	353,600	390,400	424,300	443,300	466,800	494,600	532,600
15	260,300	279,400	308,300	360,900	398,200	433,100	449,900	474,400	502,900	537,000
16	268,300	287,300	316,500	368,500	405,400	438,900	455,500	481,000	507,100	
17	275,800	294,600	325,000	376,300	412,600	444,600	459,900	485,100	511,200	
18	282,700	301,800	333,400	384,200	418,400	448,900	464,400	489,200	515,300	
19	289,200	308,800	341,500	392,000	424,100	452,500	467,900	493,300		
20	295,800	315,600	348,800	399,200	427,800	455,900	471,400	497,000		
21	302,400	322,400	356,400	406,400	430,900	459,300	475,000	500,800		
22	308,600	329,000	364,300	412,300	433,900	462,800	478,700			
23	315,100	335,400	372,200	418,200	437,100	466,300				
24	321,100	341,900	380,000	421,900	440,300	469,900				
25	326,900	348,500	387,200	425,000	443,200					
26	332,800	355,100	394,400	428,000	446,400					
27	338,600	361,300	400,400	431,100						
28	343,600	366,800	406,300	434,300						
29	347,200	371,700	410,000	437,200						
30	351,000	376,100	413,100	440,200						
31	354,900	380,700	416,100							
32	358,700	383,400	419,200							
33	361,200	386,000	422,400							
34		388,600	425,300							
35		391,200	428,200							
36		393,900								

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）
イ 教育職給料表(1)

職務の級 号 級	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
1	—	—	320,900	418,500
2	150,600	195,300	335,000	428,700
3	157,100	202,500	348,600	438,500
4	164,400	210,100	359,100	448,300
5	172,500	217,900	369,500	458,000
6	181,700	226,100	380,100	467,200
7	191,800	237,600	390,200	476,300
8	198,700	249,800	400,200	485,000
9	206,000	262,000	410,100	494,300
10	213,000	275,000	419,600	503,500
11	220,400	288,200	428,700	513,800
12	228,200	301,700	437,600	523,100
13	236,900	315,700	446,100	531,800
14	244,900	329,700	454,000	539,400
15	253,000	342,700	461,700	544,000
16	261,200	352,900	469,300	
17	269,200	363,100	477,600	
18	277,100	373,200	485,900	
19	284,900	382,800	494,000	
20	292,000	392,300	502,100	
21	298,700	401,500	510,200	
22	305,000	409,600	517,200	
23	311,200	417,000	521,400	
24	317,200	424,400		
25	323,200	431,400		
26	329,100	437,800		
27	334,700	443,400		
28	340,200	448,900		
29	345,400	453,800		
30	349,200	458,300		
31	352,300	462,700		
32	355,200	467,000		
33	358,100	470,000		
34	360,100			
35	362,100			
36	364,000			
37	365,800			
38	367,600			
39	369,800			
40	372,000			

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	一	一	278,500	413,300
2	150,600	166,600	292,500	422,400
3	157,100	175,000	306,700	431,100
4	164,400	184,200	320,900	439,800
5	172,500	195,300	335,000	448,200
6	181,700	202,500	348,600	456,200
7	191,800	210,100	359,100	464,100
8	198,700	217,900	369,500	471,500
9	205,900	226,100	379,900	478,700
10	212,800	237,600	389,000	485,600
11	219,800	249,800	397,700	492,800
12	227,100	262,000	406,100	500,100
13	234,900	275,000	414,400	506,800
14	242,500	288,200	422,200	512,100
15	249,700	301,700	429,900	516,200
16	256,900	315,700	437,300	
17	263,700	329,700	444,300	
18	270,300	342,700	451,000	
19	276,900	352,900	457,700	
20	282,900	362,900	463,800	
21	288,300	372,900	469,300	
22	293,400	381,400	474,100	
23	298,200	389,800	478,400	
24	302,500	397,600	482,200	
25	305,900	404,700	485,400	
26	309,300	411,200	488,400	
27	312,700	417,000		
28	315,200	422,400		
29	317,000	427,400		
30	318,800	432,300		
31	320,600	437,100		
32	322,400	441,300		
33	324,300	445,500		
34		449,700		
35		453,300		
36		455,900		

備考(1) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	一	一	263,100	306,000	351,700
2	137,600	187,800	276,800	320,300	364,300
3	142,000	197,900	290,500	334,700	377,000
4	147,200	207,400	304,200	349,000	389,700
5	153,600	216,900	318,100	360,200	402,100
6	161,400	226,600	332,200	370,700	415,200
7	170,000	238,700	346,100	380,700	428,400
8	179,100	250,800	356,400	390,500	442,400
9	187,900	262,700	366,000	400,100	456,000
10	195,500	273,100	374,800	409,600	469,400
11	203,300	283,700	382,700	418,700	482,800
12	211,200	294,000	389,700	427,600	495,700
13	219,400	301,400	396,300	436,500	508,300
14	227,900	308,300	402,600	445,100	520,400
15	236,500	315,200	408,900	452,900	532,200
16	244,900	322,100	414,800	460,600	544,000
17	251,400	328,900	420,100	468,200	555,900
18	257,700	335,700	424,600	475,900	566,600
19	263,900	342,400	429,100	482,600	574,700
20	270,000	348,900	433,200	489,400	581,800
21	275,600	355,300	437,300	494,700	587,900
22	281,000	360,300	441,200	499,300	593,300
23	286,200	364,500	445,200	503,300	597,500
24	291,400	367,400	448,700		
25	296,200	370,300	452,200		
26	300,100	373,200			
27	303,900	376,100			
28	306,800	379,000			
29	309,300	381,900			
30	311,400				
31	313,500				
32	315,600				

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

イ 医療職給料表(1)

職務の級 号 級	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
1	一 円	305,100 円	357,800 円	439,900 円
2	241,900	321,700	375,100	453,200
3	252,300	338,500	392,400	465,600
4	268,100	355,400	409,700	477,800
5	284,900	372,400	422,900	489,600
6	301,300	389,600	436,300	501,300
7	317,100	406,800	449,300	512,400
8	333,100	419,800	461,600	523,000
9	348,400	431,500	473,500	533,600
10	361,600	442,400	484,700	543,600
11	374,800	452,200	495,700	553,600
12	387,600	461,600	506,400	562,800
13	397,100	470,800	516,400	571,600
14	406,200	479,800	526,400	580,500
15	413,700	488,700	535,100	589,100
16	418,500	497,500	543,800	597,800
17	423,100	503,800	552,400	605,900
18	425,800	508,800	559,300	612,600
19		513,100	566,000	617,900
20		516,600	570,800	622,700
21		520,200	575,600	
22		523,800	580,300	
23		527,300	584,500	
24		530,900	588,800	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 級	給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	211,100	235,700	273,500	316,600	353,500
2	142,100	180,400	218,500	244,200	283,200	327,100	365,500
3	147,700	187,200	226,400	252,900	292,900	337,500	377,500
4	154,600	194,100	234,500	261,700	302,800	347,800	389,400
5	161,500	201,100	242,900	270,400	312,700	358,100	401,200
6	169,200	207,900	251,400	279,100	322,600	368,000	413,000
7	176,900	214,900	260,000	288,000	332,700	377,800	425,100
8	183,400	221,900	268,600	296,900	342,600	387,600	437,100
9	189,900	228,900	277,200	305,900	352,300	397,400	448,600
10	195,500	236,400	285,700	314,900	361,800	407,200	459,000
11	201,100	243,500	294,200	323,700	371,100	417,000	468,800
12	206,500	250,400	302,500	332,200	379,800	426,000	476,900
13	211,800	257,000	310,600	340,200	388,600	434,300	483,500
14	216,700	263,600	318,500	348,000	396,600	440,500	490,100
15	221,200	269,300	326,000	355,400	402,800	446,500	496,900
16	225,700	274,800	333,200	361,400	408,800	450,500	501,100
17	230,000	280,000	339,900	366,600	413,500	454,400	505,400
18	234,300	285,200	346,000	371,300	418,200	458,300	
19	237,700	289,800	350,100	374,900	422,100	462,000	
20	240,800	294,300	354,200	378,400	425,700	465,800	
21	243,800	297,600	357,800	381,700	429,200		
22	246,200	300,100	360,500	384,700	432,700		
23	248,100	302,500	363,200	387,500	436,300		
24		304,300	365,600	389,900			
25		306,100	367,900	392,300			
26		307,900	370,000	394,900			
27		309,800	372,100	397,700			
28		311,700	374,300				
29			376,500				
30			378,900				

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(3)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 級	給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	226,900	250,800	283,000	320,700	354,500
2	155,500	182,900	234,200	258,300	291,700	330,500	366,500
3	161,100	191,500	242,800	265,900	300,400	340,800	378,500
4	167,100	200,900	250,400	273,500	309,100	351,400	390,500
5	173,400	207,000	257,900	281,200	318,000	361,800	402,400
6	181,800	213,300	265,400	289,200	326,800	371,700	414,700
7	190,400	219,600	272,900	297,200	335,500	381,600	427,200
8	199,200	226,500	280,400	305,300	344,000	391,400	438,900
9	204,600	233,800	288,000	313,500	351,800	401,300	450,300
10	210,100	242,000	295,800	321,700	359,600	411,400	461,200
11	215,700	249,500	303,600	329,700	367,300	421,700	471,800
12	221,400	257,000	311,400	337,400	374,900	431,200	481,200
13	227,400	264,500	318,900	344,700	382,600	439,900	489,300
14	233,600	272,000	326,200	351,800	390,200	448,700	497,300
15	239,600	279,400	333,300	358,800	397,800	457,400	505,200
16	245,400	286,800	339,900	365,600	405,000	465,400	512,400
17	251,200	294,200	346,400	372,100	411,900	473,400	517,300
18	256,900	301,500	352,500	378,400	418,000	481,200	521,600
19	262,700	308,600	358,500	384,600	422,800	488,400	525,600
20	268,300	315,700	364,500	390,400	427,100	493,200	
21	273,500	322,700	370,400	395,800	431,400	497,400	
22	278,600	328,900	376,100	400,800	435,300	501,100	
23	282,900	334,900	381,300	404,700	438,800		
24	287,500	340,900	386,400	408,200	441,500		
25	291,600	346,500	390,600	411,500			
26	295,700	350,400	393,900	414,900			
27	299,300	353,900	397,000	417,900			
28	302,600	357,000	399,900	420,500			
29	305,100	359,700	402,700				
30	307,200	361,800	405,500				
31	309,000	363,900	408,000				
32	310,900	365,900					
33	312,900	367,900					
34	314,900	370,000					
35	316,800	372,100					
36	318,700	374,400					
37	320,600	376,800					
38	322,700	379,200					
39	324,700						
40	326,800						
41	328,800						

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条に次のただし書きを加える。

ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二に次のただし書きを加える。

ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第四条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第二項」の下に「、第六条の二」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

(期末手当等の支給)

第五条の二 職員の給与に関する条例(昭和二十六年一月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第十六条の四第一項に規定する基準日にそれぞれ育児休業

をしている職員のうち、基準日以前三月以内(基準日が十二月一日であるときは、六月以内)の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2

給与条例第十六条の七第一項に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前六月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

第十条中「職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)」を「給与条例」に、「職員の給与に関する条例第十六条第一項」を「給与条例第十六条第一項」に改める。

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第五条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成七年三月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条に次のただし書きを加える。

ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第一条中職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第十六条の四第二項の改正規定及び別表第一から別表第五までの改正規定は、同年四月一日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 平成十二年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間について

は、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けている号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前の条例」という。)及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

5 平成十二年三月に支給する期末手当の額は、改正前の条例第十六条の四の規定にか

かわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額とする。

一 改正前の条例第十六条の四第二項中「百分の五十五」とあるのは「百分の五十」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて平成十二年三月に支給されることとなる

期末手当の額

二 平成十一年十二月に改正前の条例第十六条の四の規定に基づいて支給された期末手当の額から、同条第二項中「百分の百九十」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百四十五」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を減じた額

(人事委員会への委任)

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第四十号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項中「第二十条の十第一項」を「第二十条の十」に改め、同条第五項中「第一項」を「第三項」に、「同項」を「第一項」に、「ちよう付して」を「はり付けて」に改め、同条中同項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「法第二十条の十第二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の

一項を加える。

3 法第二十条の十の規定による証明書の交付を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。

第百十条第四号口(1)を次のように改める。

(1) 教習車

乗用車に類するもの

第二号の口に定める額

トラックに類するもの

第三号の口の(1)に定める額

バスに類するもの

第百十条第四号口中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) キャンピング車

総排気量が一リットル以下のもの

総排気量が一リットルを超えて一リットル以下のもの

総排気量が一・五リットルを超えて一リットル以下のもの

総排気量が一・五リットルを超えて三リットル以下のもの

総排気量が一・五リットルを超えて三・五リットル以下のもの

総排気量が三リットルを超えて三・五リットル以下のもの

総排気量が三・五リットルを超えて四リットル以下のもの

総排気量が三・五リットルを超えて四・五リットル以下のもの

総排気量が四リットルを超えて四・五リットル以下のもの

総排気量が四・五リットルを超えて六リットル以下のもの

総排気量が四・五リットルを超えて六・五リットル以下のもの

総排気量が六リットルを超えて七リットル以下のもの

総排気量が七リットルを超えて八リットル以下のもの

総排気量が八リットルを超えて九リットル以下のもの

総排気量が九リットルを超えて十リットル以下のもの

総排気量が十リットルを超えて十一リットル以下のもの

総排気量が十一リットルを超えて十二リットル以下のもの

総排気量が十二リットルを超えて十三リットル以下のもの

総排気量が十三リットルを超えて十四リットル以下のもの

年額

七万四百円

年額

六万一千二百円

年額

五万三千二百円

年額

四万六千四百円

年額

三万六千円

年額

四万八千円

年額

三万六千円

年額

三万三千六百円

年額

二万七千六百円

年額

一万三千六百円

年額

五千六百円

年額

五百円

総排気量が六リットルを超えるもの

年額 八万八千八百円

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第百十条第四号の規定は、平成十二年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 キャンピング車に対して課する次の各号に掲げる年度分の自動車税の税率は、新条例第百十条第四号口に規定する税率（以下「新税率」という。）がこの条例による改正前の鳥取県税条例第百十条第四号口に規定する税率（以下「旧税率」という。）を超える場合には、新条例の規定にかかわらず、旧税率に当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率（その率に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算して得た率とする。

一 平成十二年度分 新税率から旧税率を控除して得た率の三分の一の率

二 平成十三年度分 新税率から旧税率を控除して得た率の三分の二の率

鳥取県地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第四十一号

鳥取県地方卸売市場条例の一部を改正する条例

鳥取県地方卸売市場条例（昭和四十六年十一月鳥取県条例第四十九号）の一部を次の

ように改正する。

第十一条を次のように改める。

(売買取引の方法)

第十二条 開設者は、地方卸売市場においては、卸売業者がせり売り若しくは入札の方法又は相対による取引の方法により卸売を行わなければならないことを、業務規程に定めなければならない。

第十一条の次に次の二条を加える。

(受託契約約款)

第十三条の二 卸売業者は、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めなければならない。

第十三条の見出しを「(卸売予定期数量等の公表)」に改め、同条中「入荷数量」を「卸売予定期数量」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第十四条中「添附」を「添付」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第四条第一項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係る法第六十四条第一項の承認を受けようとする者は、あらかじめ卸売業者その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。

第十八条を第二十一条とし、第十七条を第二十条とし、第十六条の次に次の二条を加える。

(事業報告書の写しの備付け及び閲覧)

第十七条 卸売業者は、前条の規定による提出を行つたときは、速やかに、同条の事業報告書の写しを作成し、規則で定める期間、主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 卸売業者は、当該卸売業者に対して地方卸売市場における卸売のための販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(帳簿の区分経理)

第十八条 卸売業者は、地方卸売市場における取引について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

(改善措置の勧告又は命令)

第十九条 知事は、地方卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開設者に対し、地方卸売市場の施設の改善、業務規程の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、卸売業者の財産の状況が規則で定める場合に該当するときその他地方卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

附 則

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の鳥取県地方卸売市場条例第十八条の規定は、平成十三年一月一日以後に開始する事業年度に係る経理について適用し、同日前に開始した事業年度に係る経理については、なお従前の例による。

布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第四十二号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

鳥取県営屋内プール

鳥取市

鳥取県営鳥取屋内プール

を

鳥取市

に改める。

第四条第二項中「鳥取県営屋内プール」を「鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プール」に改める。

第五条の表中

鳥取県営屋内プール

を

鳥取県営鳥取屋内プール

に改

別表第一の一の表中

鳥取県営屋内プール

を

鳥取県営米子屋内プール

に改

研修室

研修室

一時間につき

鳥取県営鳥取屋内プールの研修室

一時間に

一般利用

児童又は中学校の生徒

一人一回

高等学校の生徒

一人一回

学生又は一般人

一人一回

三三〇円

を

鳥取県営
米子屋内
プールの
トレー
ンギホー

午前九時から午後六時
まで

全面一時
二分の一

平成十一
年十二月
二十四日

鳥取県延滞金徴収条例の一部を改正する条例

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

につき	三三〇円
につき	二一〇円
につき	三〇円
につき	七〇円
間につき	一七〇円

に改める。

午後六時から午後八時 まで	専用利用
二分の一	全面一時

鳥取県条例第四十三号

鳥取県延滞金徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県延滞金徴収条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一項の前に見出しとして「（施行期日等）」を付する。

附則に次の二項を加える。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第三条に規定する延滞金の年七・二五パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鳥取県延滞金徴収条例附則第三項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年十一月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第四十四号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和三十一年九月鳥取県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「法令又は条例に基く」を「法律に基づく」に改める。

附 則

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。